

令和4年7月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和4年7月15日(金)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時30分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	欠席	16	高松 佳子	欠席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
	11	本田 敏一	出席			
事務局	副理事	星野 公男	農業振興課係長	宇根 義雄		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	野口 剛誉		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主事	辻 智孝		
	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主事	村松 彩香		
議案	議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第31号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第32号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第33号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第34号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第35号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第36号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
	議案第37号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について				
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</li> <li>・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>・農地法第6条の2第1項の規定による報告（農地所有適格法人）</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による解約通知について</li> <li>・農地改良の届出（市街化調整区域）</li> <li>・2a未満農業用施設の届出</li> </ul>					

<p>1 開 会 本田会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和4年7月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>これから更に暑い日が続いていきます。また、コロナ禍でもありますが、頑張っていきましょう。では、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ慎重な審議を図るため、地区審議会と同様に皆様に要点を凝縮した議案説明をお願いいたします。</p> <p>次に、引続き「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力をお願い申し上げます。</p>
<p>2 会議成立の報告 本田会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は関口委員、高松委員が欠席されておりますので、出席委員は19名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
<p>3 署名委員の指名 本田会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、</p> <p>議席番号15番 関根 委員</p> <p>議席番号17番 西澤 委員</p> <p>を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

4 議案審議 議 長	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立馬宮西小学校の①南東0.9km②南1.3kmに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は、①②ともに1kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、コマツナ、ネギの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西 澤 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立柏崎小学校の南西1.7kmに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は、70mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 山 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立野田小学校の北西900mに位置する、見沼田圃内の畑です。 通作距離は、1.3kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、エダマメの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>

西形委員	<p>番号4番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請地は、市立病院の北西600mに位置する、見沼田圃内の畑です。  通作距離は、営農拠点から1.1kmです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  作付計画は、ネギの予定で、問題ないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号5番、土合地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。</p>
高崎委員	<p>番号5番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請地は、市立田島中学校の北東400mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。  通作距離は、2.2kmです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  作付計画は、ジャガイモ、キウイの予定で、問題ないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号6番、柏崎地区ですので、私から議案を説明いたします。</p> <p>番号6番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請地は、市立柏崎中学校の南西1.7kmに位置する、水田の広がる地域の田です。  通作距離は、700mです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第30号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成でありますので、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第31号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西 澤 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立七里中学校の南東690mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既存コンクリートブロック2段積及び新設コンクリートブロック1段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
関 根 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立河合小学校の南東870mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既存コンクリートブロック2～3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
中 山 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立徳力小学校の北東500mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ0.5mの新設コンパネ土留及び既設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>

議	長 ありがとうございました。 以上、議案第31号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。  質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。 議案第31号について、賛成の方の挙手を求めます。
各 委 員 議	— 総 員 賛 成 —  総員賛成でございます。 議案第31号について、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、埼玉県警機動センターの南東350mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、資材置場及び駐車場です。</p> <p>申請理由は、現在市内で電気通信業を営んでいるが、既存資材置場及び駐車場の返却を求められていることから、申請地を新たに資材置場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既存コンクリートブロック4～7段積及び高さ0.5mの既存土留及び高さ1.6mの既存フェンス及び新設コンクリートブロック4段積みにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして番号2番から番号4番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 山 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農振農用地です。</p> <p>申請地は、市立野田小学校の南西760mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。</p> <p>転用目的は、農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地への影響はありません。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農振農用地です。</p> <p>申請地は、市立野田小学校の南西770mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。</p> <p>転用目的は、農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地への影響はありません。</p> <p>続きまして、番号4番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立片柳中学校の南460mに位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。</p> <p>転用目的は、自己用住宅です。</p> <p>申請理由は、現在賃貸住宅に居住しているが、手狭となったことから、義兄が所有する申請地に自己用住宅を建築するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設コンクリートブロック5段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、与野地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。</p>

高 崎 委 員

番号5番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立与野南図書館に隣接し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、資材置場及び駐車場です。  
申請理由は、現在県内で土木建築業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ0.9mの新設メッシュフェンス及び高さ0.6mの新設コンクリート土留及び高さ0.1mの新設ブロック土留により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、番号6番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。

横 山 委 員

番号6番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、県立浦和東高等学校に隣接し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、仮設事務所及び駐車場です。  
申請理由は、現在県内で土木建設業を営んでいるが、近隣の自動車修理工場の建築工事を受注することから、申請地を仮設事務所及び駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ2.0mの新設目隠しパネル及び高さ1.0mの新設ネットフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、番号7番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いいたします。

小 泉 委 員

番号7番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立美園小学校の東750mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、資材置場及び駐車場です。  
申請理由は、現在市内で産業廃棄物業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ0.5mの既設安全鋼板により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、番号8番、和土地地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。



濱野委員	<p>番号8番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立川通小学校の南西520mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  転用目的は、自己用住宅です。  申請理由は、現在母と同居生活をしているが、手狭であることから、母が所有する農地に自己用住宅を建築するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、高さ0.1mの新設マウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号9番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>
井原委員	<p>番号9番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立川通小学校の南東970mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  転用目的は、自己用住宅です。  申請理由は、現在賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、父所有の農地に自己用住宅を建築するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、高さ0.1m、幅0.1mの砕石溝により、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号10番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員	<p>番号10番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立春野小学校の北東560mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、太陽光発電施設です。  申請理由は、現在県内で太陽光発電施設を運営しているが、申請地は太陽光発電を行うにあたり、最適地であると判断したためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地への影響はありません。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>

西形委員	番号4番について伺います。 自己用住宅の建築という目的の案件ではありますが、所有者が義兄ということについて、許可対象となる親族の基準があれば教えてください。
事務局	都市計画法に係る基準に、3親等以内の親族と規定されています。親族は血族と姻族ということになりますので、この案件の場合は姻族にあたり、3親等以内の親族に該当するため、申請に至ったものです。
小山委員	番号10番について伺います。 田に太陽光発電施設を設置するということですが、太陽光パネルの下には何か作るのでしょうか。
事務局	番号10番に関しては営農型太陽光発電ではなく、耕作はいたしません。農地区分が第3種農地ということもありまして、転用して雑種地になる予定であります。
議長	ありがとうございました。  他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第32号について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 総員賛成 —
議長	総員賛成でございます。 議案第32号について、許可することに決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第33号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議いたします。</p> <p>先に番号10番を審議いたします。 この案件は、浅子委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条により、浅子委員には審議終了まで退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 浅子委員退席 —</p> <p>番号10番、野田地区、事務局、議案説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>番号10番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、キュウリ、ショウガです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.7kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第33号、番号10番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございますので、議案第33号、番号10番について、原案どおり意見決定することといたします。</p> <p>それでは、浅子委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 浅子委員入室 —</p> <p>引き続き議案審議に入ります。</p> <p>番号1番から番号3番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 山 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p>

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、サツマイモです。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は540mです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして番号2番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、エダマメです。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.7kmです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして番号3番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、エダマメです。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.7kmです。  
特に問題はないものと思われま  
以上、ご審議のほど、よろしくお願

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号5番から番号8番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号5番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、エダマメです。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.7kmです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして番号6番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、ネギです。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は160mです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして番号7番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、植木及び苗木です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.5kmです。  
特に問題はないものと思われま  
以上、ご審議のほど、よろしくお願

議 長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号8番、番号9番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p>
浅 子 委 員	<p>番号8番についてご説明いたします。        賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。        譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。        作付計画は、エダマメです。        申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.1kmです。        特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号9番についてご説明いたします。        賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。        譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。        作付計画は、エダマメです。        申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.1kmです。        特に問題はないものと思われます。        以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号11番、番号12番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号11番についてご説明いたします。        使用賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。        譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。        作付計画は、ルッコラ、コマツナです。        申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は810mです。        特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号12番についてご説明いたします。        使用賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。        譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。        また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。        作付計画は、サツマイモ、タマネギ、ジャガイモです。        申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は12.6kmです。        特に問題はないものと思われます。        以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号13番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>

中山委員	<p>番号13番についてご説明いたします。          賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。          特に問題はないものと思われます。          以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。          以上で説明が終わりました。          質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。          番号10番を除く議案第33号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成ですので、議案第33号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第34号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第34号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第34号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第35号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>番号1番について、補足説明を致します。この案件については、筆の一部に内部を確認できない構造物があり、農地として管理されているか判断できない状態にあります。過去の事例では農地以外での利用が認められた場合、農地への是正や本人が問題の筆を取り下げることがありました。また、農業用施設であることが認められ、かつ2a未満の届出を頂ければ、審議を経て証明書を交付しています。本案件の構造物の利用については、農業用施設であると聴取しているものの、内部を確認する同意が得られず、未だ確認できておりません。事務局としては審議を経たうえで、確認できなかった1筆を除き、証明を交付することを考えています。</p> <p>補足説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。</p>
小 林 委 員	<p>証明交付の確認のために現地に行くと思いますが、許可を得られなければ確認できないものなのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>構造物の内部に入って確認する権利は、農業委員にも農業委員会事務局職員にもございますが、鍵がかかっており、本人の同意なしには内部を確認することができない状況にあります。</p>
西 形 委 員	<p>申請者が確認を拒むにも関わらず、その構造物を含む筆も申請することの意図は何かあるのでしょうか。また、構造物の内部を確認できていない1筆も含めて申請していますが、その1筆を除いて証明書を交付することは可能なのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>意図は不明ですが、この申請者は、相続税の猶予を受けるためには、税務署に提出する書類の一つとしてこの証明が必要になります。当初は申請そのものもしないと主張していましたが、内容を説明した上、申請に至ったという経緯があります。</p> <p>続いて、申請する対象地については、本来は、農地として確認できなかった筆を除いて申請されるのが一般的でございます。今回のような申請は、かなり稀なケースであります。過去の事例も鑑み、確認できていない1筆を除いて交付された証明書は有効になるものと考えています。また、税務署とも綿密に協議をしています。</p>
関 根 委 員	<p>この農地について、すぐに耕作できるような状況なのか、そうでないか現況について教えてください。</p>
事 務 局	<p>現場は時期的に草が生えていますが、耕耘されてはいるので、耕作はできる状況であると思います。</p>
浅 子 委 員	<p>内部を確認できないという話ですが、そうだとすると農業に関するものではないと考えざるを得ません。そのため、違反転用ということになるので、是正を行うようにとの通知を出したほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事 務 局	<p>もし農地ではないとなると、当然違反転用という話になってきます。今回は構造物の外見だけでは農業用のものか、そうでないかの確認がとれず、断定的なことが言えません。事務局としては、引き続き内部の確認を求めています。</p>



議	長 他にご質問はございますか。  ないようですので、議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。  特にないようでございますので、採決に入りたいと思います  議案第35号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議	長 総員賛成でございますので、議案第35号の案件について、原案どおり証明することといたします。

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第36号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号5番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第36号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第36号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第37号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議いたします。</p> <p>番号1番、慈恩寺地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書38ページの配分計画(案)の番号1番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第33号番号13の農地を10年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。譲受人の農業経営につきましては、補足資料の39ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われまます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第34号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第34号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

5 報告事項 議 長	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p>
	<p>事務局お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和4年6月分報告事項です。</p>
	<p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。</p>
	<p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。</p>
	<p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。</p>
	<p>農地法第6条の2第1項の規定による報告（農地所有適格法人）でございます。</p>
	<p>農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。</p>
	<p>農地改良の届出（市街化調整区域）でございます。</p>
	<p>2 a 未満農業用施設の届出でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅 子 委 員	<p>27ページについてお伺いします。 譲受人の企業の従業員が7名だったのが今回の申請では21名になっている経緯を教えてください。</p>
事 務 局	<p>7名というのは譲受人の社員の数になります。残りの14名はパートの方の人数になります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 他に何かございますか。</p>
	<p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、石川会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
6 閉会宣言 石川会長職務代理者	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これもちまして、令和4年7月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>